

第3章 災害応急対策

[速やかで淀みのない災害応急対策の活動計画]

[迅速な災害情報の伝達・広報体制づくり]

第1節 防災活動体制

実施担当	関係機関
総務部	宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

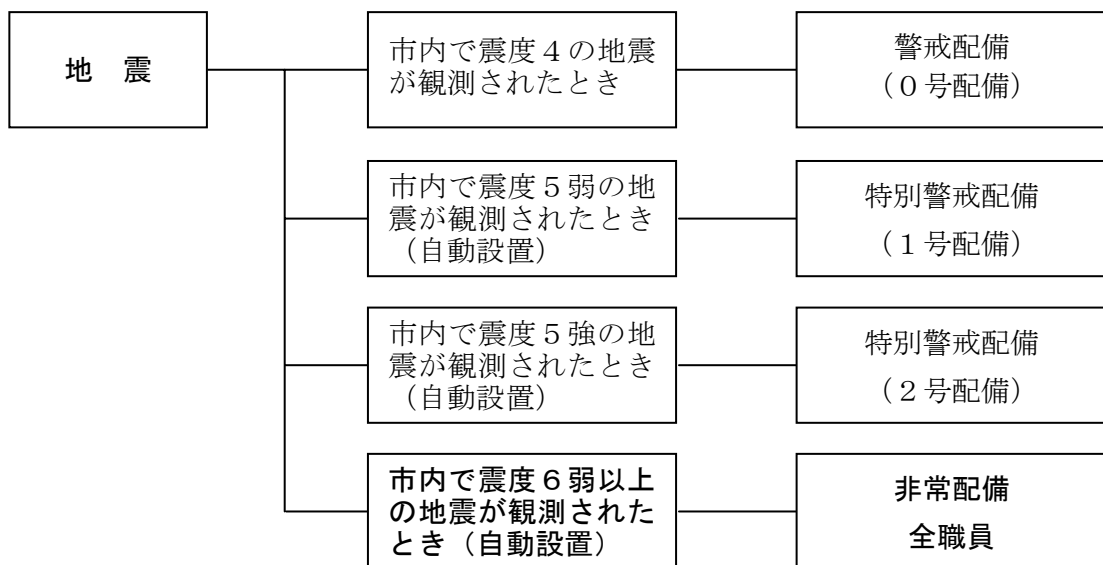
市は、地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、情報の収集・災害応急対策等を迅速に実施するため、配備・動員計画に基づき職員を配備・動員し、速やかに初動体制を確立するとともに、応急活動体制に万全を期す。

第2 職員の動員・配備

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、災害の規模及び災害の状況等により次のとおり定める。

[地震警戒配備基準及び体制]



非常配備体制等の基準及び内容

区分	配備基準	配備内容	本部・支部体制
警戒配備	0号 1 市内で震度4の地震が観測されたとき。 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課・支所の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	○本部 総務部防災課、建設部土木管理課、産業経済部農林政策課、市民生活部市民生活課、福祉事務所、教育委員会教育総務課 ○支部 総合支所 地域生活課、市民福祉課
特別警戒配備	1号 1 市内で震度5弱の地震が観測されたとき。 2 その他、特に危機管理監が必要と認めたとき。	関係部（局）の主管課長補佐及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	○警戒本部 本部長：危機管理監 ○警戒支部 支部長：支所長
	2号 1 市内で震度5強の地震が観測されたとき。 2 その他、特に副市長が必要と認めたとき。	関係部（局）長及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	○特別警戒本部 本部長：副市長 ○特別警戒支部 支部長：支所長
非常配備	1 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	○災害対策本部 本部長：市長 ○災害対策支部 支部長：支所長
備 考			
<p>1 勤務日において、勤務課所へ参集できない配備職員は、最寄りの機関へ参集し、勤務課所と連絡をとる。</p> <p>2 休日及び勤務時間外においては、支所長は必要に応じて、指定配備職員（各部・局・総合支所で指定された職員・本部連絡員等）以外の職員を、旧町域毎に総合支所に招集することができる。配備体制は、災害の態様等を勘案の上、部長・局長及び支所長が決定する。</p> <p>3 大雨、洪水等による警戒本部等の設置及び廃止については、本部から支部に指示し伝達する。</p> <p>4 地震による警戒本部等の設置は、地震の観測をもって自動設置するので、設置についての伝達は行わない。ただし、廃止については自動設置いかんにかかわらず、本部の指示により伝達する。</p>			

(1) 各部等の体制

各部等の長は、地震情報等により大規模な地震の発生を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める動員配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講じる。併せて市長若しくは副市長等に対し、必要な指示の要請、その他状況の説明を行う。

(2) 警戒本部、特別警戒本部

震度情報ネットワークによる市内震度5弱の地震を記録したときは、危機管理監が、配備及び災害応急対策の実施を警戒本部の設置により行う。また、震度情報ネットワークによる市内震度5強の地震を記録したときは、配備及び災害応急対策の実施を特別警戒本部の設置により行う。

なお、各総合支所においても同様に警戒支部、特別警戒支部の設置により配備及び災害応急対策の実施を行う。

警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

(3) 各部等の配備・動員計画

ア 各課の長は、所管の部の非常（警戒）配備・動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対して、その旨の周知を図る。

イ 各部等の配備・動員計画は、配備の種別毎に、次の内容により作成する。

- ① 勤務時間外動員職員名簿
- ② 職員非常（警戒）配備体制報告書
- ③ 職員動員伝達系統表

ウ 各部等の長は、作成若しくは修正した計画を随時、危機管理監に報告する。

なお、危機管理監は、各部の長から報告された配備・動員計画を適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

2 職員の配備・動員体制

(1) 配備・動員の区分

各部等の長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

ア 指定配備動員（自らの勤務場所に参集）

- ① 各部等の本部連絡員、情報連絡要員となる職員
- ② 応急対策上欠くことのできない、次の職務を担当する職員
 - a 本部会議事務局要員となる職員
 - b 各部等の庶務担当職員
 - c 各部等において業務の遂行上、必要な職員

イ 旧町域配備動員（勤務場所と異なり、あらかじめ指定した総合支所へ参集）

指定配備動員以外の職員で、総合支所における業務遂行上必要な応援要員として指定された職員

ウ 直近動員（勤務場所と異なり、直近の市施設へ参集）

- ① ア、イ以外で、自らの居住地に最も近い市施設及びその他本部長が指定する施設に参集するよう指定された職員
- ② ア、イ以外で、所属する部局の出先機関等へ参集するよう指名された職員

(2) 動員人数

非常（警戒）配備体制時における各部の動員人数の目安は、「非常（警戒）配備職員の動員構成表」に示すとおりとする。

(3) 災害対策本部動員配備伝達方法

ア 勤務時間中における動員配備伝達方法

① 庁内の放送設備及び電話による伝達

危機管理監は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達を行う。

○ 庁内放送（例）

「市長の緊急指令を伝達します。（2回繰返す。）只今の地震で市内に被害が発生した模様です。〇〇時〇〇分に災害対策本部を設置し、応急対策を実施します。

職員は、既定の計画に従い直ちに配置に就き、応急対策の実施に万全を期されたい。」

② 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、危機管理監は本部連絡員により各部の長に職員動員の伝達をする。

イ 勤務時間外における動員配備伝達方法

夜間・休日等の勤務時間外において、大規模な地震が発生したときは、概ね次のような手順により迅速かつ適切な初動体制の確立に努め、初期応急活動に万全を期する。

なお、迅速な初動体制を確立するため、各部の長は、担当職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるよう事前に体制を整えておく。

① 連絡方法

勤務時間外に災害等が発生した場合には、各部（課）の時間外伝達系統図により職員を招集する。職員の招集は、原則として電話連絡とする。

② 本庁舎当直者のとるべき措置

- a 本庁当直者（庁舎警備員）が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監又は防災課長に連絡する。
- b 本庁当直者（庁舎警備員）は、関係課員等が登庁するまでの間、危機管理監若しくは防災課長の指示に従い、情報の収受にあたる。

③ 防災課のとるべき措置

a 危機管理監は、大規模な地震の発生又は災害情報を収受した場合は、次の措置を行う。

本庁当直者に必要な指示を行った後、市長、副市長、消防長に連絡の上、直ちに登庁し、警戒体制を指揮して本部開設までの初動応急活動を行う。

b 危機管理監は登庁後、警戒本部、特別警戒本部若しくは災害対策本部の設置のいずれかによるべきかを判断し、市長にその旨報告する。

c 危機管理監が不在のときは、防災課長が措置を行う。

④ 職員参集の原則

市職員は、夜間・休日等の勤務時間外に地震情報を収受したときは、指令の有無に関わらず、動員配備基準相当の動員指令が自動的に発令されたものとして、あらかじめ指定された配備場所に、自己及び家族の安全を確保した後、参集する。

(4) 非常（警戒）配備体制時の任務 ※1

○ 市役所

※ 本庁舎にあつては、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、本庁舎を決して「空」にしないこと。

ア 市防災行政無線、県防災行政無線の利用、その他の方法による情報収集

イ 参集途上の報告・調査員派遣、その他の方法による情報収集

ウ 県及び警察、その他防災関係機関との連絡

(大規模な災害が発生し、市のみで対処できないと本部長が認める場合は、本部長名で、直ちに県に対して支援要請を行う)

エ 警戒本部、特別警戒本部又は災害対策本部開設の準備

オ 避難所・救護所の開設

カ その他、危機管理監又は防災課長の指示した事項

○ 総合支所

※ 総合支所にあつては、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、総合支所を決して「空」にしないこと。

ア 市防災行政無線、県防災行政無線の利用、その他の方法による情報収集

イ 参集途上の報告・調査員派遣、その他の方法による情報収集

ウ 警戒支部、特別警戒支部開設の準備

エ 避難所・救護所の開設

オ その他、支所長の指示した事項

○ 避難所

※ 避難所にあつて、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、避難所を決して「空」にしないこと。その上で、要員の参集状況に応じて次のような任務を果たすこと。

ア 災害発生直後に、電話若しくは伝令の派遣等による本庁舎（総合支所）への報告（※ 被害の有無も含めて、発生直後の状況を 30 分以内に報告）

イ 地区拠点として避難所開設の標示

ウ 地区内防災関係機関との連絡

エ 救護活動への協力

オ 地区内の住民の避難誘導

カ 災害初期の情報収集連絡及び広報活動

※1 各警戒配備における連絡体制は次のとおりとする。

(5) 非常時の措置

ア 災害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの市施設（総合支所等）に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害応急対策に従事する。また、病気、その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合、何らかの手段を持ってその旨を所属の長若しくは最寄りの市施設責任者へ連絡する。

イ 災害のため、緊急に参集する際は、作業服、長靴を着用し、身分証明書、食料、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

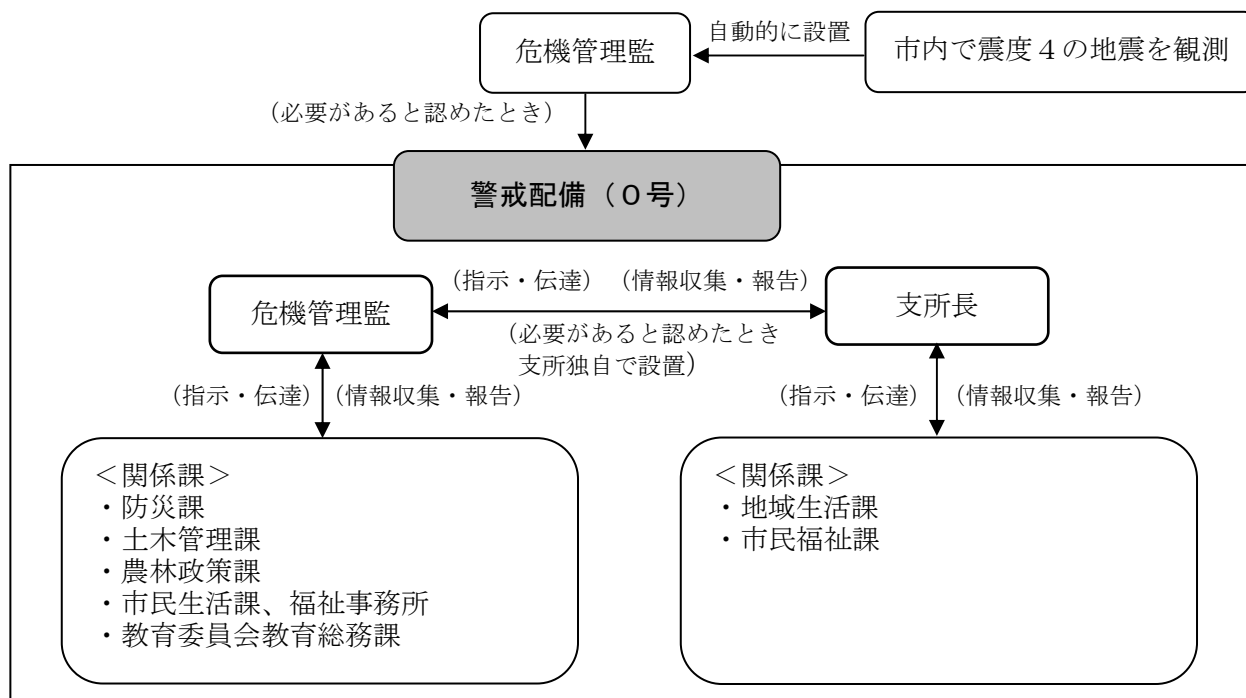
ウ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に務め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(6) 職員参集状況の報告

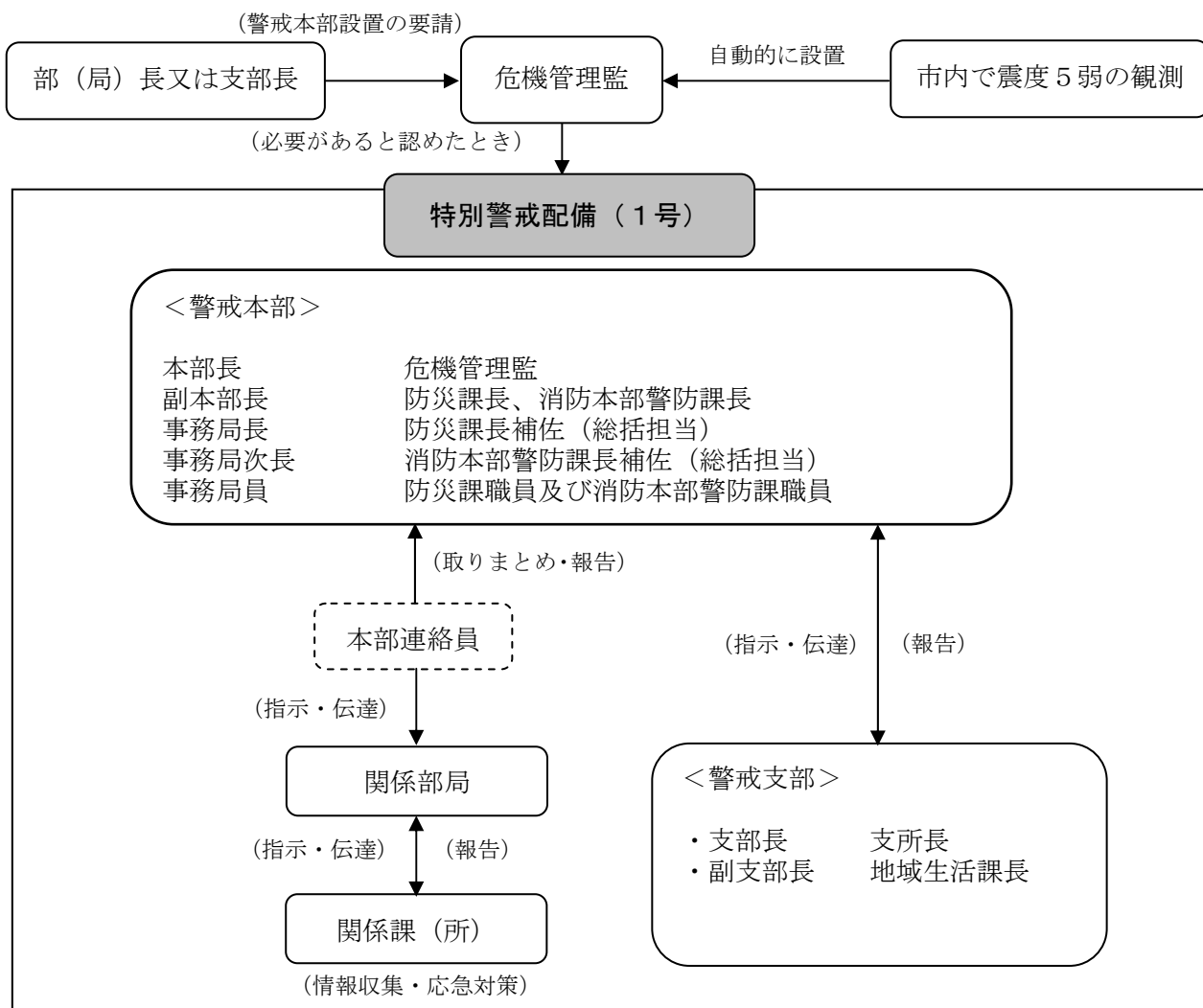
各課は、職員の参集状況を速やかに把握し、所定の様式で所属部長等を通じて、人事課長に報告する。報告の時期については、災害発生後 30 分以内に第一報、以降、本部長が特に指示した場合を除き 1 時間毎とする。

人事課長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。

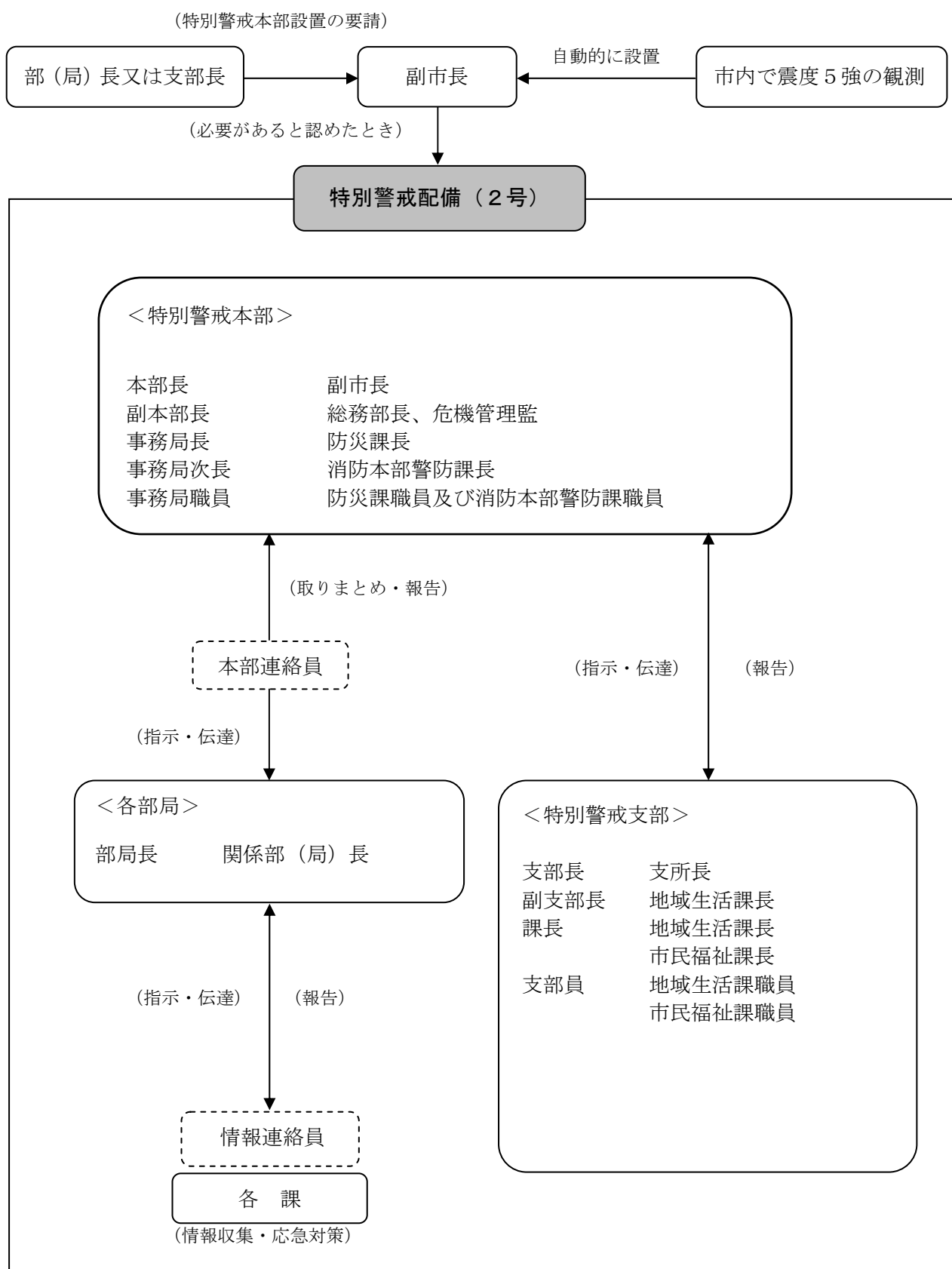
[登米市災害対策警戒配備（0号）連絡体制]



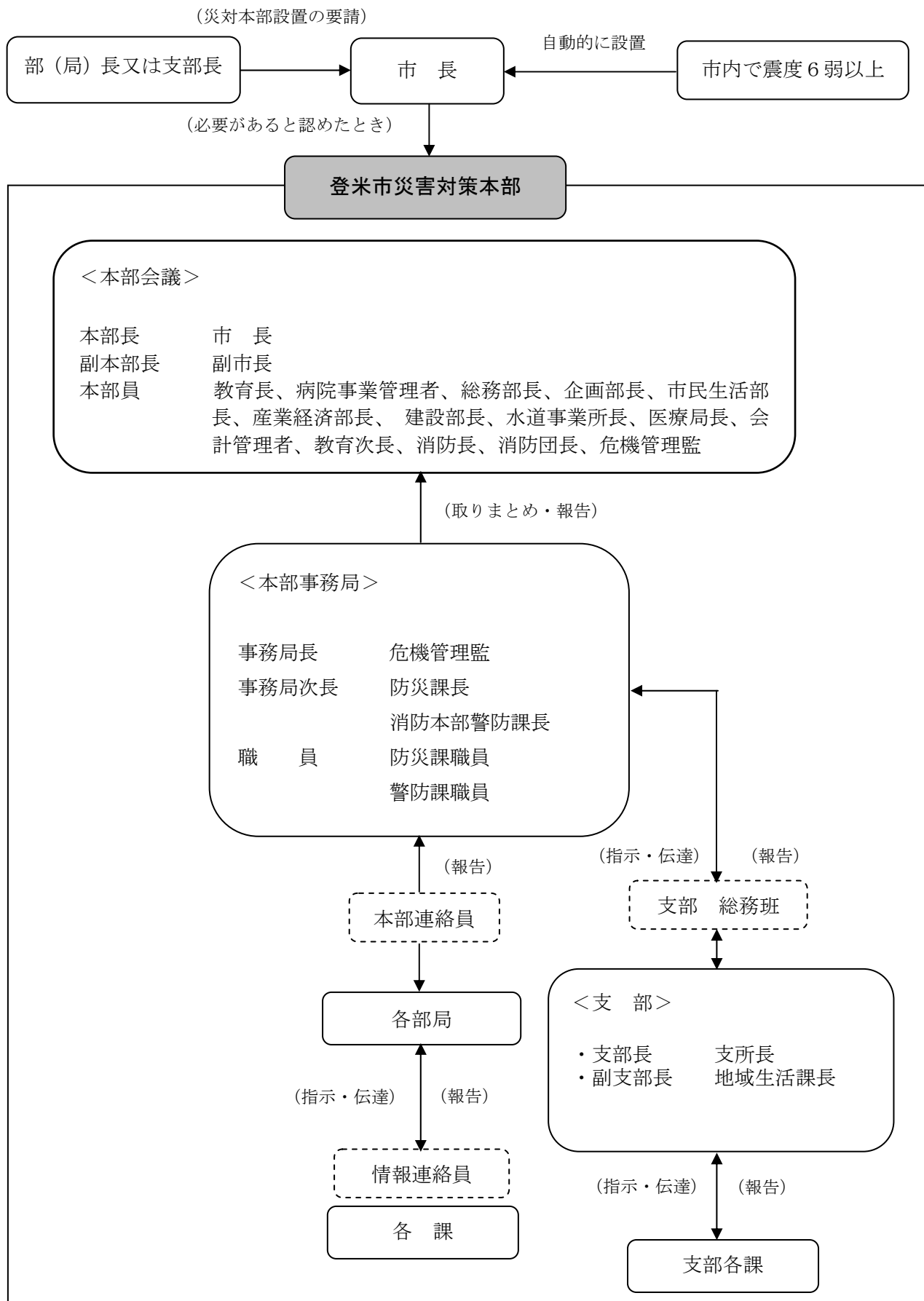
[登米市災害対策警戒配備（1号）連絡体制]



[登米市災害対策警戒配備（2号）連絡体制]

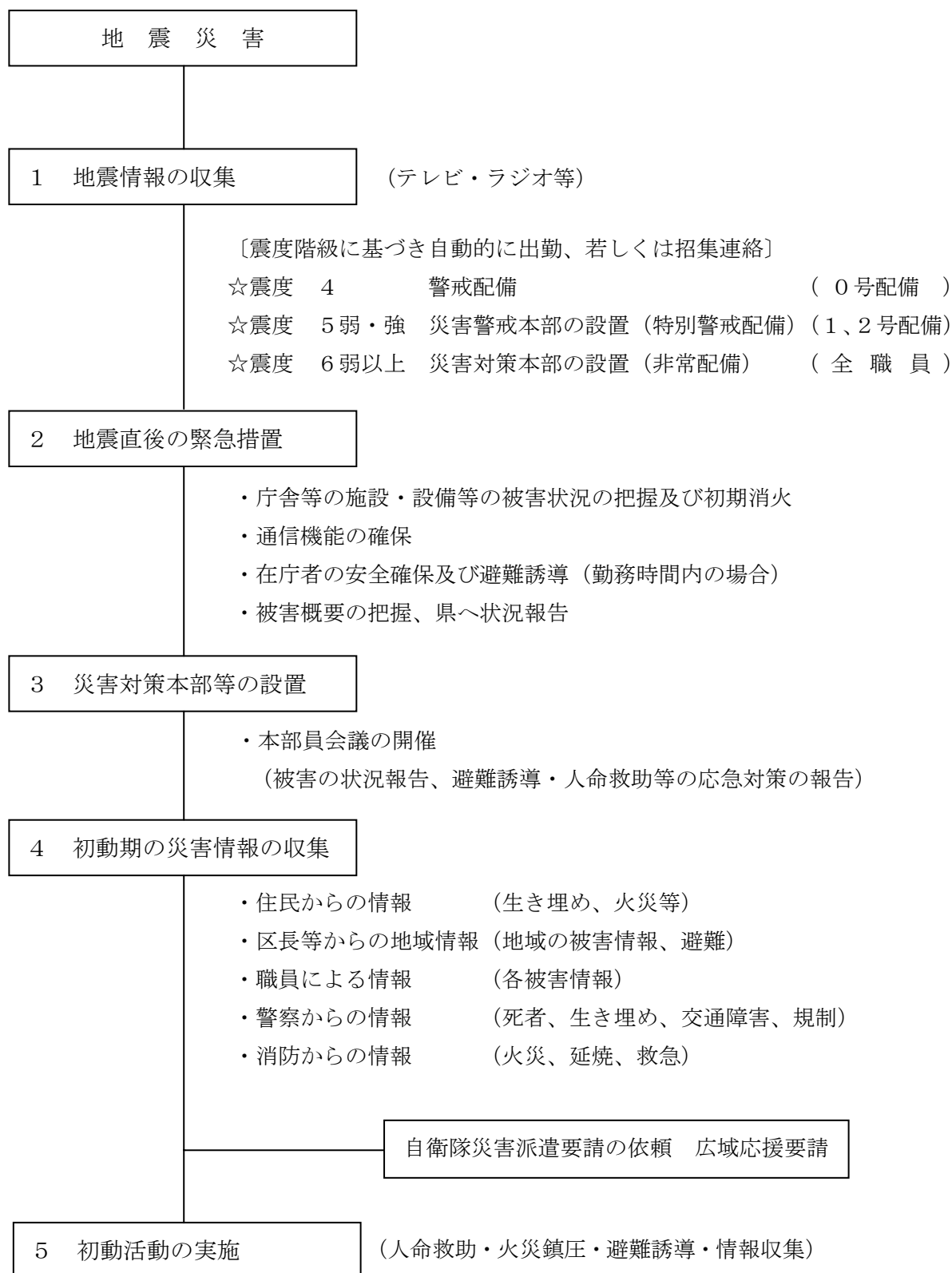


[登米市災害対策本部連絡体制]



[地震災害の初動活動の流れ]

勤務時間外に地震が発生した場合の初動活動の流れは次のとおり。勤務時間内の場合もこれに準じる。



第3 災害対策本部

1 本部の設置基準

市長は、市内で地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、登米市災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとし、その設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき（※自動設置）
- (2) 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき
 - 例えば、次のような場合がある。
 - ア 市役所、その他公共機関に地震による大きな被害が報告されたとき
 - イ 市内に災害救助法の適用を要する地震が発生したとき

又、市長（本部長）は局地災害の対応を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の掌握事務

災害対策本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 防災気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (2) 住民の不安を除くために必要な広報
- (3) 消防、水防その他応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設、設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難の勧告、指示
- (8) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (9) 県災害対策本部への報告、要請
- (10) 県災害対策本部との再々応急対策関連事項についての連携
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) その他必要な災害応急対策の実施

3 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所（本部会議室：迫庁舎2階会議室）内とする。

なお、迫庁舎が被災により使用不可能と判断される場合は、代替場所として次の総合支所に設置する。

- 第1代替場所 — 消防防災センター
- 第2代替場所 — 石越総合支所

4 設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。なお、震度6弱以上を記録した場合、自動設置とする。市長は、本部設置基準に該当するような災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、総合的な応急対策を必要と認めたときは本部を設置する。

ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育委員会教育長及び総務部長の順に設置の決定を代行する。この場合は事後、速やかに市長の承認を得る。

また、本部組織に基づく本部員に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。

なお、各総合支所においても同様に災害対策支部を設置し、応急対策を実施する。支部の組織及び所掌事務は、本部長が定める。

(2) 廃止の決定

本部及び支部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

5 設置又は廃止の通知

市長は、本部及び支部を設置又は廃止した場合は、直ちにその旨を次表のとおり通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先等	連絡責任者	報告・通知・公表の方法
総務部、企画部、市民生活部、産業経済部、建設部、教育委員会、水道事業所、医療局、各総合支所	総務部長	庁内放送、庁内電話、口頭 その他迅速な方法
出張所	当該総合支所	庁内放送、庁内電話、口頭 その他迅速な方法
福祉事務所、環境事業所、病院、出先機関	各所属部局長	
登米市消防本部 消防団長	総務部長	防災行政無線、FAX 電話、口頭、その他迅速な方法
市民	総務部長	防災行政無線、広報車、報道機関、口頭 その他迅速な方法
知事及び県支部 佐沼警察署長・登米警察署長 その他市防災会議委員	総務部長	県地域衛星通信ネットワーク FAX、電話、口頭 その他迅速な方法
近隣市町村長	総務部長	県地域衛星通信ネットワーク、FAX 電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	総務部長	FAX、電話、口頭

(2) その他

総務部長は、災害対策本部が設置された場合は、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「登米市災害対策本部」の標示板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、同事務局、避難所・救護所等の設置場所一覧を明示するなどして、市民の問い合わせなどに便宜を図る。

6 組織及び運営等

本部の組織及び運営については、登米市災害対策本部条例の定めるところにより資料編(資料3 災害対策本部の組織及び運営等)のとおり行う。

第4 現地連絡所の設置

1 現地連絡所の設置

大規模な地震災害が発生し、本部長が必要と認める場合は、地震災害発生直後から避難所開設期間中(災害発生直後から2週目までを目処とする。)、その都度本部長が指定する避難所に「現地連絡所」を設置する。「現地連絡所」は、被災した市民の徒歩圏内における身近な「市本部の窓口」として各種書類の交付・受け付けを行うなど、本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。

2 現地連絡所の要員

現地連絡所の要員は、各該当施設職員及び避難所開設・運営にあたる部の職員をもって充てるが、被害の状況に応じて各施設間で調整補充する。

第5 消防機関の活動

消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等、所要の活動を行う。

1 登米市消防本部の活動

消防本部は、地震災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、本部及び佐沼警察署、登米警察署等の関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、本部の一部として活動を行うが、消防本部又は消防署(出張所)と協力して、出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

第6 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第7 県及び関係機関等との連携

1 県及び防災関係機関相互の連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村については、必要と認めた場合に現地災害対策本部を設置することとなっているため、市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連絡を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

また、さまざまな災害の様態に迅速かつ適切に対応するため、県をはじめ関係機関等とも積極的に連携をとるなど、情報の共有化を図る。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間での応援協定

市は、応援協定締結市町村に対し、必要に応じて応援要請を行う。